

答 申 第 108号

平成15年1月22日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年9月18日付け君土第117号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年5月24日付けで提起された、平成14年4月5日付け君土第314号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年4月5日付け君土第314号で行った「(平成4年度)境界確定立合報告書(平成4年4月8日 君土第13号の10,11)」(以下「本件文書」という。)の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

情報公開は、行政が間違いなく県民の福祉等の推進を写すためにされるものである。しかし、情報公開の意義から大きく逸脱し、あたかも情報公開が個人のプライバシーの侵害をくい止めることのように取り上げられており、作られた当時の精神をも忘れ去られた感がある。間違った事業については正すべきであり、行政が悪意をもって作成した文書は明らかにすべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号本文該当性について

本件文書は、次の理由から旧条例第11条第3号に該当する。

ア 公図の写し・隣接土地所有者一覧にある作成者の土地家屋調査士の印影は、事業を営む個人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、事業

活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該事業を営む個人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるので、本号本文に該当する。

イ 法人の境界同意書における法人の印影は、上記アと同様、法人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、法人の事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるので、本号本文に該当する。

(2) 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

本件文書については、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報ではない。さらに、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報ではない。また、イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるものではない。

したがって、本件文書は、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものと判断する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、異議申立人の所有地に隣接する道路敷（国有地 木更津市道9008号線）の反対側で分岐する、千葉県が所掌する国土交通省所管の法定外道路敷（国有地）の境界確定立合報告書であり、以下のとおり構成されている。

ア 境界確定立合報告書

イ 公図写し・隣接土地所有者一覧

ウ 隣接市道の境界確定図

エ 境界同意書

- オ 境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書
- カ 申請地の登記簿謄本
- キ 隣接地の地積測量図及び土地地形図

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

本件文書に記録された情報のうち、上記(1)イに記録されている作成者の土地家屋調査士の職印及び同エに記録されている法人の印鑑の印影については、すでに平成13年10月23日付け答申第77号により、当審査会が判断しているところであるが、本件異議申立ては、行政不服審査法第6条の規定に基づく申立てであることから、以下検討することとする。

ア 本件文書に記録されている情報のうち、公図写しに記録されている作成者の土地家屋調査士の職印は、土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第8条の規定により、土地家屋調査士が書類を依頼者に交付し、又は官庁に提出する場合に押さなくてはならないとされているところ、この印影は事業を営む個人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該事業を営む個人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。したがって、公図写しに記録されている作成者の土地家屋調査士の職印は本号本文に該当する。

イ 次に、境界同意書に記録されている情報のうち、法人の印鑑の印影は、法人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であるから、法人の事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。したがって、境界同意書に記録されている法人の印鑑の印影は、本号本文に該当する。

(3) 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

上記(2)で本号本文に該当するとした情報が、本号ただし書に該当するか、以下検討する。

公図写しの土地家屋調査士の職印及び境界同意書の法人の印鑑の印影は、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められないことか

ら、ただし書イには該当しない。また、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であるとは認められないから、ただし書ロには該当しない。さらに、イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められないから、ただし書ハにも該当しない。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件文書に記録されている公図写しの作成者の土地家屋調査士の職印及び境界同意書の法人の印鑑の印影は、旧条例第11条第3号に該当するから、公開しないことができるものであって、実施機関の決定は妥当である。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 9. 18	諮問書の受理
14. 10. 29	実施機関の理由説明書の受理
14. 11. 14	異議申立人の意見書の受理
14. 12. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横 山 清 美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)